

第 11 回 地方分権改革有識者会議 議事録

開催日時：平成 25 年 12 月 10 日（火） 17:29～18:15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 事務・権限の移譲等について（事務・権限の移譲等に関する見直し方針案）
 - 2 地方分権改革の総括と展望について（中間取りまとめ案）
-

（神野座長） 本日は時間が押しておりますので、早速ですが「地方分権改革有識者会議」の第11回の会合を開催します。

早いもので、今年も先生が走り回る季節になってしまいました。お忙しい中を委員の皆様方には御参集いただきましたことを深く感謝申し上げます。

大臣は所用で少し遅れての御出席と伺っておりますので、議事に入らせていただきます。

本日は、小早川座長代理が所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

議事次第にありますように、本日は議題を2つ準備しており、議題1は「事務・権限の移譲等」の見直し方針に関わるものであり、議題2は「地方分権改革の総括と展望」についてです。

早速ですが、議題1の「事務・権限の移譲等」について、事務局から御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

（新井次長） それでは、お手元の資料1-1から1-3に沿い、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針（案）」について御説明申し上げます。

「事務・権限の移譲等」については、前回の有識者会議において見直し方針案の概要を御説明したところです。その後、各府省との折衝を重ね、現在のものが資料1-1ですが、実は前回から事項数が多少動いているだけであり、あまり変わっていません。

なお、いくつか調整すべき事項が残っており、そのうち大きいものは、直轄道路・河川の権限移譲です。これについては、防災・減災の観点から国として引き続き管理すべ

き道路・河川があります。2点目として、地方管理の道路・河川の直轄への編入についても国と地方の適切な役割分担を踏ま協議を進めることを内容とする与党の国土交通部会での決議が行われており、こういった内容を含め、引き続き所要の調整を行い、内閣府案の修正を行う形で進めていきたいと考えています。そのことを含め、各府省、地方とさらに調整を進め、12月中旬の段階で資料1-2にある見直し方針を閣議決定したいと考えています。

今回、資料1-1の最終ページに1枚紙で、一言ずつになってしまっていますが事項一覧として整理させていただいていますので、御覧いただければと思います。

前回、勢一先生から権限移譲の全体像の中でどこが実現し、どこが残っているのかを整理するようというお話があったので、資料1-3を用意いたしました。

国から地方公共団体への事務・権限移譲等については、9月の「当面の方針」に示された項目と、都道府県から指定都市への事務・権限移譲の部分については、第30次地方制度調査会の答申と、それぞれの項目につき、2ページ以下に見直し方針に盛り込む事項としては、移譲については「◎」、移譲以外の見直しについては「○」、見直し方針に盛り込まない事項としては、地方・各省の調整が整わなかった事務・権限については「※1」、地方が移譲の要望を取り下げた事務・権限については「※2」を付しています。後ほど都道府県から指定都市への移譲の関係では「※3」が出てくるのですが、これは現行法により、既に指定都市が処理することができる事務・権限という形で見直し方針の欄外で整理させていただきました。

具体的には、2ページから4ページまでが、もともとの「当面の方針」の中で別紙1として移譲する方向で見直すものとされたものであり、これについてはおおむね「◎」が並んでいます。

一方、5ページから9ページまでが「当面の方針」の中で、それ以外の別紙2から4ということで整理されたものですが、これについては「○」や、「※1」など、いわゆる整わなかった事項がかなり出ているところです。

10ページ以下が都道府県から指定都市への事務・権限移譲の件ですが、これについては、本表には記載していませんが、別途、指定都市とその所在道府県双方の3分の2以上が移譲に賛成している事項については、ほとんど何らかの措置を盛り込む「◎」や、「○」、あるいは現行法でも処理可能である「※3」という区分になっています。

もう一度1ページに戻っていただくと、事項数はまだ調整中のところがあり、若干の移動はあり得るところです。どれだけの項目になるのかを出してみると、「当面の方針」の100事項や、地方制度調査会の71事項という単位から法律単位にするなど、カウントの仕方を変えたところがあり、もともとのものと合っていないところはあるのですが、欄外の「(注)」を御覧いただきますと、国から地方公共団体への移譲については、見直し方針に盛り込む事項である「◎」と「○」は、地方が取り下げた事項を除く96事項中65事項です。一方、都道府県から指定都市への移譲については、現行法で可能なものを

含むのですが、見直し方針で盛り込む事項は64事項中41事項と、それぞれ3分の2程度の措置率になっているところです。

説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ペンディングになっている事情を含めて、御説明いただいたとおりですが、何か御発言がありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ペンディングになっているところもありますが、事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、有識者会議での御確認を頂戴したことにいたします。

この有識者会議で事務・権限の移譲等に関する見直し方針案等について調査・審議してきたので、そうしたことを参照していただきながら、政府においては、地方分権改革推進本部及び閣議においての決定に向けて御努力をお願いできればと考えています。

それでは、引き続き、議題2「地方分権改革の総括と展望」に移ります。

中間取りまとめ案について、事務局から御説明をお願いします。

(末宗次長) それでは、資料2-1と2-2について、前回御指摘があった点を中心に御説明をいたします。

まず、資料2-1、2枚ものを御覧いただきたいと思います。

2ページ目ですが、「今後地方に期待すること」の部分で、「1 改革成果の住民への還元」という部分は、前回、情報発信のことだけだったのですが、その前段のことも記述すべきではないかという小早川議員からの御指摘で「地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする」を追加しております。

また、「2 住民自治の拡充」の点については、谷口議員から地方議会の御指摘があったので、本文中にも追加しますが、概要版にも「地方議会の機能発揮」を入れさせていただいています。

資料2-1は以上で、続いて資料2-2を御覧願います。

まず、1枚お開きいただくと目次がありますが、「参考1 これまでの地方分権改革の総括」としていましたが、上の総括と重複するので、むしろ下は違う表現がいいのではないかという指摘も小早川議員からあったので、「地方分権改革の概要」としてあります。

さらに1ページおめくりいただき、「はじめに」ですが、下から4段目で、前回「改革提案機能」と最初から表現していましたが、勢一議員から噛み砕いた表現がよいとの御指摘があり、「制度改革を提案する機能」と修正をしています。

続いて、3ページ目の「(2) 今求められる改革の位置付け」ですが、下から6行目に「手挙げ方式」についての表記があります。以前は「上下」の「上げる」にしていたのですが、これは公用文では「上げる」と「挙手」の「挙」と両方の用例があります。

(神野座長) 大臣が御到着ですが、御挨拶は最後でよいとの御配慮を頂いていますので、続けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(末宗次長) 国語辞典を調べると「上下」の「上」は一般的に「上げる」という意味で、拳手の「拳」は「意思を明確にして挙げる」という意味があったので、これからの提案ということで「拳」のほうがふさわしいのではないかと考え、そのように変えさせていただきます。

下に注書きで「提案募集方式」と「手挙げ方式」の関連を明確にすべしという勢一議員からの御指摘もあったので、そのようにしています。

次に、5ページですが、【アプローチ～改革の推進体制】のところ、専門部会の活用がこれからの有力な手法という御指摘もあったので、参考でこれまでに開催された専門部会も記述を追加したところです。

7ページをお開き願います。先ほど修正しました「手挙げ方式」の導入の部分ですが、これにつき、柏木議員から「手挙げ方式」を導入することによって不利益が生じることなく、むしろプラスの効果が広く波及するよという御指摘があったので、下から4行目で、「手挙げ方式」による実績が積み上がっていくことで、他の地域へも波及し、全体として行政サービスの向上につながることを期待される」というプラスイメージの表記をいたしました。

9ページをお開き願います。「③市町村の役割」の5行目ですが、まず、公益法人だけでしたが、小早川議員から、正確性を期するよという御指摘があり、「公益法人・一般法人」としています。

その後の記述ですが、勢一議員、神野座長から、NPO等と協働することを通じ、より効果的かつ質の高い行政サービスを提供することが可能になるよというポジティブな表現ぶりがいいのではないかという御指摘を受けこのように書き直しています。

また、併せて19ページの「3 改革の推進にあたり今後地方に期待すること」の部分にも、地方議会の機能発揮のことが書かれていました。谷口議員から、それに加えて9ページの「④住民の役割」の部分でも議会の役割を記述してはどうかと御指摘がありましたので、一番最後の2行に「その際、住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で、住民と執行当局をつなぐ地方議会の役割は重要である」と追記しました。

続いて、10ページの「国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等）」ですが、下から7行目の「さらに」という部分です。これは前回、後藤議員から、権限移譲に当たっての支援措置を明示すべきではないかということを受け、「権限移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うべきである」と明記いたしました。

続いて、11ページです。「(2) 規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の推進」ですが、第2段落目の「今後の取組」で、前回、古川議員、白石議員から、従うべき基準の根拠が不明確なままに議論が進んでいる点が悪くないのではないかという御指摘があったので、「例えば」から、「課題となっている福祉施設の人員・設備・運営に関する従

うべき基準については、その設定の根拠等を検証しつつ、見直しを行うなど、重点分野を明確にしながら、必要に応じて専門部会を活用し、検討を進めるべきである」という記述を追加いたしました。

続いて、18ページです。「3 改革の推進にあたり今後地方に期待すること」の「(1) 改革成果の住民への還元」の最後の段落、「加えて」以下ですが、これは体制整備なり、人材育成について、前回は「改革提案機能」の箇所には記述していませんでしたが、むしろ「(1) 改革成果の住民への還元」のところで体制整備などを明確にすべきとの御指摘を踏まえ、「改革の成果を実現し、住民サービスの充実を図るためには、各地方公共団体における体制整備、専門的知識・技能を有した人材の育成、政策法務能力の強化」等という形で追記をいたしました。

改正点としては以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、資料2を今御説明いただいたように訂正していただいたわけですが、これについては先ほど申しあげました通り時間の都合があり、大変恐縮ですが、それぞれ2分程度で議員の皆様からコメントをお願いできればと思います。

(森議員) どうしてもこだわるわけではないのですが、せっかく訂正されたので、先ほどの9ページの地方議会の表記で、「住民と執行当局をつなぐ」という表現があります。我々の言語感覚から言うと、この表現では、執行当局は住民と直接つながっていないとも読めるため、もう少し別の表現にできないでしょうか。要するに、この部分は住民の意見を代弁するということ表現されたいのだろうと思いますが、このままだと、住民と執行当局をつなぐのが議会だと読めてしまいます。当局は議会がなくても住民とつながっているという認識を持っていますし、それが当然必要なことだと思います。ですから、「つなぐ」という言葉を変えていただくとすっきりするのですが。

(新藤大臣) もう時間がないので、決めてしまったほうがいいのではないですか。

(神野座長) そうですね。

(森議員) 住民意見を反映させる上で、住民を代弁するとか、住民を代弁すべきとか、そういう性格の地方議会というような書きぶりをしていただきたい。

(神野座長) 単純に、大臣がおっしゃっているように、住民の意見を代表する地方議会の役割は重要であると中立的に書きましょう。

(森議員) そのほうがいい。

(古川議員) その際、「住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で、」と「住民の」という書きぶりはいかがでしょう。

(神野座長) それは同語反復になるので、そのままいいでしょう。「地方議会の役割は重要である」としましょう。

(森議員) それですっきりします。

(古川議員) では、もう一度確認をお願いします。

(新井次長) 「その際、住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で、地方議会の役割は重要である」。

(神野座長) よろしいですか。私もこれは気になったので、御指摘を踏まえてそのようにさせていただきます。

それでは、白石議員、お願いできますでしょうか。

(白石議員) 私としては異論ありません。非常に中身の濃いものになっていると思います。特に地方財政の充実強化などをしっかり書き込んでいただいているので、地方、まさに町村の代表としては非常にありがたい文章が入っているので、これを確実に実行できるようにすることがこれからの課題だと思います。

また土地利用について随分いろいろなことを書いていただいていますので、これも県によって違うのですが、国から都道府県に下りて、都道府県から市町村に下りる段階で、我々の努力もそうですが、やはり都道府県が確実に市町村に権限を下ろす際にも、できれば国が指導的な役割を果たしてもらえればと思います。

(神野座長) 谷口議員、お願いします。

(谷口議員) 先ほどの修正の御説明で、地方議会に関する記述の追加をしていただき、誠にありがとうございました。先ほど森議員から御指摘の表現に合わせるとすれば、19ページも修正する必要が出てくると思います。4段落目ですが、シンプルにすると、要は住民の意見の集約と表出という機能が期待されていると思いますので、ここも「つなぐ」とするのではなく、例えば「地方議会は、住民自治の拡充のために、行政を監視・評価し、住民の意見を集約、表出するという機能をより発揮していかなければならない」などとできるのかなと思いました。後段はこれで大丈夫だと思います。いずれにせよ、御考慮ありがとうございました。

(神野座長) これも今、決めてしまいましょうか。

(新藤大臣) 谷口議員、もう一度お願いします。

(谷口議員) 「地方議会は、住民自治の拡充のために、行政を監視・評価し、住民の意見を集約、表出するという機能をより発揮していかなければならない」など。

(古川議員) 今、2つの文になっているものを1つにまとめるというイメージですか。

(谷口議員) そうです。短くするという事です。分けてもいいと思いますが。

(神野座長) そうすると、この段落全部をまとめるという感じになりますか。

(後藤議員) 「地方議会は」の後を削って、すぐ2行目の部分に飛ぶのですね。

(谷口議員) 「地方議会は、住民自治の拡充のために行政を監視・評価し、住民の意見を集約、表出するという機能をより発揮していかなければならない」などはいかがでしょうか。

(新藤大臣) 「表出」という表現は難しいのではないですか。

(神野座長) すみません、確認ですが、最初の部分は取らないで、「地方議会は、住民と執行当局をつなぐ制度的な……」ということですか。

(谷口議員) その部分は削り、「地方議会は、住民自治の拡充のために行政を監視・評価し、住民の意見を集約」ということです。「表出」という表現は何にしましょうか。表に出すということですか。

(神野座長) 大臣の先ほどの言葉を使えば、そのまま「代表」としますか。

(谷口議員) 「代表」というと、執行当局も代表しています。

(神野座長) 意見についてですね。「意見を集約し、代弁する」などではいかがでしょうか。「表出」というとやや難しいです。

(新藤大臣) 我々はいいけれども、一般の方が見たときに少し難があるのではないでしょうか。

(谷口議員) そうですね。「集約し、代弁する」としましょうか。

(新藤大臣) 「住民の意見を集約し、代弁する機能をより発揮していかなければならない」ということでしょうか。

(谷口議員) 「代弁する機能」ですか。ありがとうございます。

(神野座長) 住民に対して説明する、という機能もあります。

(新藤大臣) これは両方あるのですね。説明するほうもね。

(谷口議員) そういうことです。

(森議員) 本来の機能を十全に発揮しなければならないということでしょうか。

(新藤大臣) 住民の意見を集約・代弁し、かつ今度は説明するということです。

(神野座長) いいですか。そうすると、「集約・代弁し」にして、前の文章を削って「地方議会は」だけを残すということでしょうか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、柏木議員、どうぞ。

(柏木議員) 私は、まとめていただいた案に特に注文はありません。冒頭にお話のあった第1次分権改革、第2次分権改革の理念を引き継ぎ、事務・権限の移譲や規制緩和について一定の取りまとめができたことは大変評価できていると思いますし、今回は従来の一律型の地方分権改革から多様性を認めたところが非常に大きく、提案募集方式、手挙げ方式の導入を求めた点が大変、現実感を高めるのではないかと考えています。このような取りまとめになったことに対して感謝申し上げたい。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いできますか。

(後藤議員) 私の意見を反映していただいたところ、10ページの下から3段落目「さらに」の表現になっていますが、「国は」という主語をどこかに入れたらいいのではないかと考えています。例えば「さらに」の段落の2行目の「確実な」の前に「国は確実な財源措置を講じるとともに、必要な支援を行うべきである」などと。

(神野座長) もう一度お願いします。申し訳ありません。

(後藤議員) 下から6行目の冒頭に「確実な」とあります。その部分の前に「国は」という主語を入れたほうが明確になるかと思ったのですが。

(末宗次長) ここは国が講じる場合に加え、県、市町村間の場合もあります。マクロレベルの措置として、きちんと国が措置すべきものもありますが、県から市町村に任意に事務処理特例で下ろすものもあるので、そういう意味で、あえてそこまで書いてはいませんでした。

(後藤議員) 国に限定できないということですね。わかりました。それほどこだわりません。このままでも結構です。

どうもありがとうございました。

(神野座長) よろしいですか。

(後藤議員) はい。

(神野座長) では、勢一議員、お願いできますか。

(勢一議員) 私から検討をお願いした部分についても修文していただき、ありがとうございます。とてもいいものができ上がったと思っています。先ほど柏木議員もおっしゃっていましたが、今回の中間取りまとめは地方の多様性を大切にして、それを反映させる仕組みにより分権を進めるところが肝になっていると考えます。その意味では、新しい方式として、提案募集方式や手挙げ方式が明記されたことは非常に注目されますし、期待されるころだと思えます。ただし、それは同時に、今後の制度設計で利便性が良いものを創っていかなければ地方側が活用できないこととなりますので、個別法への反映や制度設計の段階でかなり工夫が要と考えています。そのあたりはまだこれからの課題かと考えます。

ありがとうございました。

ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、古川議員、お願いできますか。

(古川議員) ありがとうございます。

まず、最初の事務・権限の移譲等に関する見直し、そしてこの中間取りまとめのいずれにしても、非常によくまとめていただいたと思っており、心から感謝を申し上げます。特に事務・権限の移譲等については、まだ現在進行中のところもありますが、何より今、こうして進みつつあるのは、新藤大臣を初めとする政務の方々が方向性を示していただいている、そのお力と、松元事務次官以下の事務方の方々のたゆまぬ努力のおかげだと考えているところであり、引き続きよろしくお願ひしたい。

事務・権限の移譲等の部分で特徴的だと思うのは、これまでは、地方はどちらかといえば、何でもかんでもとにかくよこせ、というようなことをずっと言っていたわけです。しかし今回は、例えば立入検査や、報告徴収にかかる事務・権限だけではなく、それを受け取るからにはきちんとした行政権限、行政命令的なものもセットにしなければ、実

際に実効力があるものにはならないので、そうしたものが得られない事務・権限についてはもういいという、お返ししますとの回答をしました。これも数だけ増やせばいいという方向性から、大臣がいつもおっしゃっている、住民の方々に実感してもらえなければだめだ、ということの1つの現れだったのではないかという気がしています。

また、ほかの議員の方々からも御意見がありました。提案募集方式や手挙げ方式というのも全く新しい方法だと思っております。こうした方法を採用することは地方の側から見ると、ある意味厳しい場にさらされるのかもしれませんが、つまり、やる気のないところはやらないままだということです。きちんとやる気があり、しかも、力があるところがやっていくというわけです。私は、もう地方分権改革はそういう段階に来たということではないかと考えているところです。

改めて、資料2-1の図などを眺めてみますと、本当に必要なことがよく書いてあり、これは私どものような、実際にやらなければいけない現場を持つ者としては、しっかりしなければいけないという気持ちに立っているところです。いずれにしても、まだまだ終わりではなく、中間取りまとめの段階です。引き続き、いろいろ深めていかなければならないと考えているところです。心から感謝申し上げる次第です。

ありがとうございました。

(神野座長) それでは、まだ御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいま御説明をいただき、皆様からコメントを頂戴した地方分権改革の総括と展望について、つまり資料2-1、2-2で示したものですが、これをこの有識者会議の中間取りまとめとさせていただくということで御異議がなければそのようにさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、御了解いただいたということで、資料2-2を中間取りまとめとさせていただきます。

次に、私の方で大臣とも御相談しながら、今後の有識者会議のスケジュールを整理しています。この点について事務局から御説明をお願いいたします。

(末宗次長) 今年は、本日が最終回ということになります。年明け以降のスケジュールについて御説明をいたします。

資料3をお開き願います。

平成26年に入ってからからの主な動向を書いています。中間取りまとめをしていただいた上で、まず、2月には有識者会議の議員の皆様方で地方にも出向いていただき、意見交換の場を設けたいと考えております。今、内々に調整をしていますが、東で申し上げますと埼玉県、西は福岡県で開催してはいかがかと考えているところです。

その次に、3月の上旬の幅を想定していますが、海外調査と書いています。これは特にこの中間取りまとめの議論の中でも土地利用について、中長期的な課題ということで

はありますが、都市と農村の土地利用を一元化できないかということがたびたび議論として出てまいりました。ですので、調査する国はまだ正式に決めてはいませんが、イギリスあるいはフランスあたりが先進的な地のように伺っていますので、そういった国を中心に、後藤議員、柏木議員に、調査をしていただきたいと考えています。

先ほどの第1の議題である事務・権限の移譲等については、年内に成案を得て、見直し方針等をまとめた上で、法律事項については、第4次一括法案ということで3月に閣議決定をし、国会に提出していきたいというものです。3月、4月ごろですが、有識者会議を開催し、先ほどの地方懇談会や、あるいは海外調査の報告、さらには第4次一括法案の動向について報告する場を設けてはどうかというものです。

その次に、さらに中間取りまとめを基に地方の意見なども聞くことにしていますが、今言ったような地方懇談会等々も含め、4、5月頃に有識者会議を開催して最終取りまとめ案の議論を行い、さらにもう一度有識者会議を開催して、最終取りまとめ案を5、6月ごろに決定してはどうかというものです。

その最終取りまとめを総理を初め全閣僚からなる推進本部に報告をしていくのは6月ごろを目途とし、またさらに、先ほどから、中間取りまとめの中にも情報発信のことが書かれていることもあり、全国規模の地方分権改革シンポジウム（仮称）を6月30日に東京で開催してはどうかといったことを現時点で考えています。

以上です。

（神野座長） どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただいた今後のスケジュールにつき、何か御発言のある方がいらっしゃいましたら頂戴したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、御承知おきいただければと思います。

どうもありがとうございました。

皆様の御協力で、予定の時間を余らせた上で終了することができました。とはいえ、遅い時間までありがとうございました。熱心に御討議いただいたことを深く感謝する次第です。

それでは、ただいまから、今、お認めいただきました、地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめを新藤大臣に手交したいと考えております。

（報道関係者入室）

（神野座長から新藤大臣に総括と展望の中間取りまとめを手交）

（報道関係者退室）

（神野座長） それでは、最後に、新藤大臣からお言葉を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

（新藤大臣） 改めまして、この有識者会議の議員の先生方に大変な御活躍をいただき、濃密かつ実践的な御議論を頻度を上げて行っていただいたことに御礼を申し上げます。

素晴らしい成果を上げていただき、嬉しく思っているところです。

地方分権改革の推進体制を私が担当大臣になったときに一変させました。これまでの体制から、調査審議機能を担う地方分権改革有識者会議と、総理大臣をヘッドにし、全閣僚からなる地方分権改革推進本部という体制に変え、実効性を上げることを目標に掲げたわけです。その成果を早速出していただいたということで、心からうれしく思っております。

また、周りを御覧いただくと、多くの各省庁からの傍聴の方々に毎回お越しいただいており、熱心に御参加いただいたことに、御礼を申し上げたいと思います。事務・権限の移譲等は政府全体に関係するものですので、我々の議論を聞いていただいた各府省の担当者が、議論の内容を踏まえて各府省において仕事を進めていただければありがたいと考えています。

事務・権限の移譲等については、第4次一括法案として次期通常国会に提出し、実現してまいりたいと考えています。そして、地方分権改革の総括と展望については、まさに皆様からも御意見をいただきましたが、革命的な変化をもたらすような中間取りまとめになったと考えています。コンセプトは、これから地方の活性化は、それぞれの地方の自立とあわせて、多様性が必要だということだと考えております。画一的な制度で地域を語れない現状に地方分権改革有識者会議がいち早く反応し、具体的な提案を出していただいたことをうれしく思っています。提案募集方式にしても、手挙げ方式にしても、これは今までになかったことです。ですから、時代の変化に合わせて、先進的なものを明示していただきました。

政府の推進体制の整備という点では、専門部会を開催し、大きな成果を出していただきました。この仕組みを今後も恒常的に設けて、政府の地方分権改革の推進体制を強化しようということで、これもまた大きな有識者会議の活動の成果です。

また、あわせて、効果的な情報発信をし、議会と住民、それぞれの地域の意識を更に高めていくこと、そして、自分たちの街は自分たちの手でつくり、変えていくことを国も地方も一緒になって進められるようにしていきたいと考えています。そのためには、意識改革や、広報体制の整備、優良事例の周知等が効果を挙げると考えられるので、具体的な取組を展開していきたいと考えています。例えば、地方分権改革シンポジウム（仮称）もありますし、ホームページやSNSを活用してうまく優良事例を紹介したいと考えております。さらに、地方公共団体の住民団体もそのシステムを使って自らPRをしてくれるとよいと考えています。このように、地方分権改革に対して、地域住民の参加が更に増えてくれればありがたいと考えています。

いずれにしても、地方分権改革の総括と展望については、このような素晴らしい成果を出していただいたので、私たちは政府としてこれを受けとめて、必要な法整備・制度改革・予算措置を含め、取組を確実に実行していこうと考えています。引き続き先生方にはいろいろな御議論を賜りたいと考えておりますし、海外も含め調査研究のお願いを

させていただきますが、ぜひ引き続き御協力をお願いいたします。

皆様、大変ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大臣からお言葉をいただきましたが、私どもの有識者会議もこの中間取りまとめが次の地方分権改革のステージで導き星となるよう、一層努力を重ねながら、最終取りまとめに向けて精進してまいります。

進め方については、先ほど事務局のほうから説明していただいたスケジュールにのっとりながら推進していきたいと考えております。

本日は、この会議終了後、別室において私のほうから記者ブリーフィングをさせていただきますと考えております。

それでは、本日の有識者会議はこれにて終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以上